

〈連載〉 国際人権先例紹介 (2)

自由権規約委員会

通報番号 1320/2004

マルコス政権下における拷問等の被害者らの損害賠償請求を認めたアメリカの裁判所の判決の執行を求めた訴訟において、訴訟費用の決定に8年の歳月を費やしたことが規約違反に当たると判断した事例。

通 報 者	Mariano Primentel 外 2 名
当 事 国	フィリピン
通 報 日	2004 年 10 月 11 日
見 解 採 択 日	2007 年 3 月 19 日
条 約 発 効 日	1986 年 10 月 23 日
選 択 議 定 書 発 効 日	1989 年 8 月 22 日

事案の概要

1 マルコス元大統領治世下で、拷問、即決処刑、失踪などの人権侵害を受けた被害者及びその遺族らは、元大統領の亡命先であるハワイのアメリカ連邦地裁に賠償訴訟を起こした。陪審員は、マルコス元大統領治世下において一貫した人権侵害行為があったことを認め、連邦地裁は1995年2月、9,539人の被害者及びその遺族らに合計1,964,005,859.90ドルを与える判決を下し、1996年12月、同判決は確定した。通報者3名(Pimentel, Resus, Narcisco)は、いずれもこのマルコス資産裁判の原告である。

2 1997年5月、通報者Narciscoは、別の4人の原告と共に、フィリピン・マカティ市地方裁判所に対して、米国連邦地裁の判決の執行を求めて提訴し、訴訟費用として400ペソを支払った。しかしながら裁判所は、22億ドルという全体の請求額に応じ、原告らは一人当たり4億7200万ペソの訴訟費用を支払わなければならないとして申立を却下した。原告らは抗告したが棄却されたことから、1999年、5人は賠償

対象者の代表として最高裁に上訴した。しかし、本件通報時点で未だ審理は始まっていない。

3 通報者らは、法外な訴訟費用を課すことは、効果的救済措置を受ける権利(規約第2条)を事実上否定するものであり、国内裁判所における手続が不当に遅延している以上、国内的救済手段が尽くされているかどうかは考慮の対象にならないとして委員会に通報した。なお通報者らは、公正な裁判を受ける権利(規約第14条1項)の問題も提起した。

4 上記通報に対して当事国は、通報者らは国内的救済手段を尽くしておらず、また、最高裁が本件とは別の訴訟で訴訟費用を410ペソと決定したことに基づき、効果的救済措置が与えられていないとの通報者らの主張を否定した。

一方通報者らは、訴訟費用の問題は確かに解決したが、その後も地方裁判所において審理が進まず、通報者らの1年前に提訴した別の訴訟が最高裁で既に7年以上係属していると反論した。

委員会の見解

1 受理許容性について

アメリカ連邦地裁判決の執行を求める訴訟は、2005年4月の訴訟費用に関する最高裁の決定後審理が再開されている。また本件が民事事件であることに照らすと、手続きが理不尽に遅れているとは言えない。従って、受理できない。

一方、最高裁が訴訟費用を決定するまで、通報者らは3回の申立を行い、8年を越える期間がかかった。この点は14条1項、2条3項に照らし違法であり、受理できる。

2 本案について

14条1項が規定する「裁判における平等の権利」には、裁判の公正を維持するための手続きの迅速等、多くの要求が含まれている。本件では、訴訟費用という従属的な問題について地

方裁判所及び最高裁が決定までに8年間を費やし、それだけの期間を要したことについて当事国はその理由を説明していない。以上により当事国には、14条1項及び2条3項の違反がある。

従って、通報者らは効果的な救済を受ける権

利を有するものであり、当事国は、慰謝料、判決の執行に関する裁判の早期解決等、通報者らに対して適当な救済を与える義務がある。また当事国は、同様の人権侵害の防止に努めなければならない。

(担当：藤井正子・小豆澤史絵)